

第一日 平成二十一年十一月三十日

開会 午前十時

【開会前に事務局長より、工藤健一議員が所用のため欠席する旨の届出があったことを報告。】

議長（齋藤恵一君）

ただ今の出席議員数は、十七名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から平成二十一年第五回藤崎町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第一百五十五条の規定により会議録署名者は、

十二番 横山 哲英 君

十三番 野呂 日出男 君

十四番 浅利 直志 君を指名いたします。

日程第二、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議いたしましたので、議会運営委員長から報告を求めます。

横山哲英 議会運営委員長。

[ 議 会 運 営 委 員 長 横 山 哲 英 君 登 壇 ]

議 会 運 営 委 員 長 ( 横 山 哲 英 君 )

お は よ う ご ざ い ま す 。

た だ 今 か ら 議 会 運 営 委 員 会 で 審 議 い た し ま し た 結 果 を ご 報 告 い た し ま す 。

去 る 十 一 月 二 十 七 日 、 午 前 十 時 か ら 小 会 議 室 に お い て 地 方 自 治 法 第 百 九 条  
の 二 第 四 項 第 一 号 の 所 管 事 務 調 査 を す る た め 、 議 会 運 営 委 員 会 を 開 催 し 平  
成 二 十 一 年 第 五 回 藤 崎 町 議 会 臨 時 会 の 会 期 及 び 会 期 日 程 に つ い て 各 委 員 の  
意 見 を 十 分 尊 重 の う え 、 慎 重 に 審 議 い た し ま し た と ころ 、 会 期 は 本 日 一 日  
と し 会 期 日 程 に つ い て は 、 お 手 元 に 配 布 し て お り ま す と お り 開 会 ・ 会 議 録  
署 名 者 指 名 ・ 会 期 の 決 定 ・ 諸 般 の 報 告 ・ 町 長 提 案 理 由 説 明 ・ 議 案 審 議 ・ 採  
決 ・ 閉 会 、 以 上 の よ う に 議 会 運 営 委 員 会 で 決 定 い た し ま し た こ と を ご 報 告  
い た し ま す 。

以 上 で す 。

議 長 ( 齋 藤 恵 一 君 )

お 諮 り い た し ま す 。

た だ 今 、 議 会 運 営 委 員 長 か ら 報 告 が あ り ま し た と お り 、 会 期 は 本 日 一 日 と  
し 、 お 手 元 に 配 布 し て お り ま す 日 程 表 の と お り に し た い と 思 い ま す 。

こ れ に 、 ご 異 議 あ り ま せ ん か 。

( 「 異 議 な し 」 の 声 あ り )

議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日一日とし、お手元に配布しております日程表のとおり決定をいたしました。

日程第三、諸般の報告を行います。議案等の受理事項については、朗読を省略し、お手元に配布しております印刷物によりご了承願います。

議長（齋藤恵一君）

日程第四、議案第六十九号から議案第七十二号までを一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 小田桐智高君 登壇]

町長（小田桐智高君）

（提案理由の説明 別紙のとおり）

議長（齋藤恵一君）

日程第五、議案第六十九号 藤崎町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。

議長（齋藤恵一君）

浅利直志君。

十四番（浅利直志君）

お聞きいたします。提案理由の説明ではですね、青森県人事委員会の勧告に準じて、職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定するんだと、基本的には減額の方だということでありましてけれども、私どもに渡された資料の中に、職員の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、代替措置として設けられているんだというふうになってございますね。この職員の労働基本権を制約する代替措置、代償措置となっているというのはどういうことなのか、労働基本権のどういう制約を受けているのかということをお聞きしたいと思います。

議長（齋藤恵一君）

総務課長。

総務課長（三上治君）

労働基本権につきましては、民間の場合は、労働基準法等におきまして、ストライキ権等がございますが、公務員にはありませんので、そういう制約等がございます。今回は青森県の人事委員勧告等に基づいて勧告の内容のとおり準じて行うということが基本でございます。

以上です。

議長（齋藤恵一君）

ほかにありませんか。浅利君。

十四番（浅利直志君）

そうしますとストライキ権は無いといういわゆる労働基本権が無いということが主なる一つの職員の労働基本権の制約だという説明でありましたけれど、この勧告に基づくですね、これは条例上といたしますか、この制度でいつまで実施するということなんですか、そのへんはどういうふうになっていらっしゃるのでしょうか。その点ともう一点。職員については、具体的に、引き下げが大きい人はどれくらいで、全体としてはどれくらいなのかという点についてはどういうふうなことなのでしょう。

議長（齋藤恵一君）

総務課長。

総務課長（三上 治君）

今回の主なものについては、期末勤勉手当、〇・三か月分の引き下げ、これは六月にも〇・二か月やりましたが、今回〇・一か月ということで、年間にしますと、〇・三か月分、これは十二月の期末手当から調整する、引くということでございます。それから住居手当についても、これも持ち家自宅等に関する持ち家、月額三千元ですが、これも廃止ということで、これも執行日は十二月一日でございます。それから今回の金額でございますが、影響が大きい職員については、四月から十一月の給与の分、これが九千六十四円、それから小さい職員が、四千五百九十八円。これは四月から

十一月にさかのぼって計算、調整ということです。それから六月の賞与分これはすでに実施されておりますが、この給与の関係が引き下げられましたので、影響額が大きい職員が二千三百八十九円、小さい職員が千九十三円。それから十二月の期末手当、これは〇・一か月分ということで、影響額が大きい職員が、五万一千五百七十九円、小さい職員が二万三千六百十円。合計にしますと、十二月のボーナスから引かれる分が、給与の調整分と期末手当合わせまして、影響額が大きい職員が六万三千三十二円、小さい職員が、二万九千三百一円でございます。これは年間にしますと、影響額が大きい職員は六月と合わせますと、十六万六千四百四十円、それから小さい職員が、七万六千六百一円。合計年間にしますと、一千九百六十六万七千円の減額です。

以上です。

議長（齋藤恵一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利君。

十四番（浅利直志君）

これで最後にしますけれども。職員組合の了解といたしますか、それはどのようなになっていらっしゃるのでしょうか。いつごろ話し合いをして了解を得たんだとかという点については、どうなってるのでしょうか。

議長（齋藤恵一君）

総務課長。

総務課長（三上 治君）

これについては、十一月十六日、町長、副町長、それから私と、職員の組合の執行委員の方々と組合交渉を行いまして、青森県人事委員勧告のとおり今回提案した条例改正案のとおりということ、確認書を締結しております。

以上です。

議長（齋藤 恵一君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

浅利君。

十四番（浅利 直志君）

私は、本提案に反対いたします。と申しますのは、確かに民間の給与は、給与と申しますか、期末手当そのものは、報道によりますと、一割もですね、一五パーセントも一割も削減される予定だとか、見込だとか、確かに民間の経済状態は厳しいと思います。ただ公務員の給与をさらに引き下げていくということは、結局今の中で内需を喚起するというか、或いはまた給料者、サラリーマンも含めたですね給料者のそういう購買力を上げるということからもですね、決してプラスにはならないし、国の財政、地方の

財政も大変だろうけれども、さらに民間の引き下げ圧力になるですね、勧告の実施について、反対であります。

議長（齋藤恵一君）

次に原案に賛成の方の発言を許します。

討論ありませんか。

これで討論を終結いたします。

これから議案第六十九号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第六十九号を原案のとおり決することに、賛成の方は起立願います。

起立多数であります。

よって、議案第六十九号は原案のとおり可決されました。

議長（齋藤恵一君）

日程第六、議案第七十号 藤崎町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（齋藤恵一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから議案第七十号を採決いたします。

議案第七十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。

よって、議案第七十号は原案のとおり可決されました。

議長（齋藤恵一君）

日程第七、議案第七十一号 藤崎町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（齋藤恵一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから議案第七十一号を採決いたします。

議案第七十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(齋藤恵一君)

異議なしと認めます。

よって、議案第七十一号は原案のとおり可決されました。

議長(齋藤恵一君)

日程第八、議案第七十二号 平成二十一年度藤崎町一般会計補正予算(第六回)案を議題といたします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(齋藤恵一君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「はい」の声あり)

討論の声がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

浅利君。

十四番(浅利直志君)

十四番、浅利ですけれども、今回情報公開請求のためです。ね訴えに応じ

て町として弁護士を依頼するということであります。ただこの事案は、財産権に係わることででもないし、行政の情報の公開という、言ってみればすごく単純なことをごさいます。それに対して弁護士まで頼むという必要性そのものも私は無いのではないかなというふうに思っておりますので、町長自身です、議会外、議場外、或いは裁判所の中でです、堂々とやれば良いのではないかなということ、弁護士費用まで頼むに当たらない事案だというふうに思っておりますので、私は反対いたします。

議長（齋藤恵一君）

次に原案に賛成の発言を許します。

他に討論はありませんか。

これで討論を終結いたします。

これから議案第七十二号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第七十二号を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

議長（齋藤恵一君）

起立多数であります。

よって、議案第七十二号は原案のとおり可決いたしました。

議長（齋藤恵一君）

これをもって、本臨時会の会議に付された事件の審議はすべて終了いたし

ました。

これで、本日の会議を閉じます。

よって平成二十一年第五回藤崎町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労様でございました。

閉会 午前十時二十分

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により、ここに署名する。

議 長 齋 藤 惠 一

署名議員 横 山 哲 英

署名議員 野 呂 日出男

署名議員 浅 利 直 志